

国民年金保険料の追納

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた方が、その後、経済的に納付が可能となったときなどに、本人の申し出により、免除や猶予された保険料の全部または一部を納付し、将来の老齢基礎年金の年金額を増やすことができる制度です。

追納のメリット

老齢基礎年金の受給額が一生涯増えます。

追納した保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、税負担を軽減できます。

免除・猶予期間分は10年前まで遡って追納できます。

追納の注意点

一部免除期間の保険料が未納の場合、その期間の追納はできません。

3年度目以降の追納は加算金が上乗せされません。早めの追納がお得です。

追納には申し込みが必要です。

詳しくは日本年金機構 HP をご覧ください。



日本年金機構 HP

幡多年金事務所による 年金相談 (予約制)

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日程 ●3月17日(火) ●4月21日(火) ●5月19日(火)

※毎月第3火曜日に開催

時間 9時30分～12時、13時～15時 場所 市役所 受付 市民課年金係

必要な物

本人が相談する場合

代理人が相談する場合

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
- マイナンバーのわかるもの

- 委任状
 - 代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細は予約の際にお尋ねください。

予約 ご予約の際は基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳など)をご用意ください。

予約方法 幡多年金事務所へ電話

お誕生おめでとう
(令和8年1月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
平田町戸内	ひがし 東 落紗	晋大
貝塚	はまぐち 濱口 稟光蓮	潤樹
駅前町1丁目	みやもと 宮本 龍翔	龍

ご冥福をお祈りします
(令和8年1月受付分)

住所	氏名	享年
さくらが丘	高橋 忠郷	88
錦	清家 幸栄	83
山奈町山田	山戸 美代子	98

※本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略)

問 市民課 ☎ 62-1233